（会長）

第四条　審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第六条　審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第七条　審査会の庶務は、厚生労働省労働基準局労災管理課において処理する。

（審査会の運営）

第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十七号から第百九十五号まで」を「第五十八号から第百九十六号まで」に改め、第百九十五号を第百九十六号とし、第五十七号から第百九十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二十条第一項の規定による交付金

（厚生労働省組織令の一部改正）

3　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「及び第八号」を「に掲げる事務（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）、同項第八号」に改め、「監督に関すること」の下に「並びに特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金及び特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の庶務に関すること」を加える。

第六十三条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金に関すること。

三　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の庶務に関すること。

第七十条第二号中「監督に関すること並びに」の下に「労災管理課及び」を加える。

第七十一条第七号中「措置に関すること」の下に「並びに労災管理課の所掌に属するもの」を加える。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「荒川区」の下に「、板橋区」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年七月一日から施行する。

（許可、認可、措置等の効力）

2　この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第百八十七号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二条第一項第二号及び第三項第二号、第四条第一項第一号ロ並びに第十二条第二項の規定に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年十二月一日

厚生労働大臣　後藤　茂之